

令和5年度 第1回 木更津市自殺対策協議会 議事録

日 時	令和5年8月3日(木)	午後2時00分から午後3時00分まで
場 所	木更津市役所 朝日庁舎	会議室A1
出席者	委員長	古田 恭司
	副委員長	望月 悦子
	委員	小林 圭介
	委員	関本 一成
	委員	鎌田 哲也
	委員	有吉 治子
	委員	藤木 美恵子
	委員	嶋林 武彦 (代理 高柳 圭一)
	委員	長島 田鶴子
	委員	清水 和也
	幹事	大倉野 映子 (福祉部福祉相談課)
	幹事	兵藤 伸江 (福祉部福祉相談課)

○事務局(兵藤係長)

ただいまより、令和5年度第1回木更津市自殺対策協議会を始めさせていただきます。

本日、委員総数11名のうち、代理出席1名を含む10名の方にご出席いただいております。出席が過半数に達しておりますので、附属機関設置条例第6条第2項の規定により、本会は成立いたします。また、本協議会は公開となっておりますが、本日傍聴人はおりません。なお、議事録作成のため、録音させていただきますことをご承知おきください。

それでは、議事に入らせていただきます。本会議の議事につきましては、附属機関設置条例第6条第1項の規定により、会長が議長となり、議事進行を行うところではございますが、今回は委員委嘱の直後でございますので、会長が決まっておりません。会長が決まるまでの間、仮議長を福祉部長の清水委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声。)

清水委員、議事進行をお願いいたします。

○仮議長(清水委員)

皆さまこんにちは。会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます、福祉部長の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。議題(1)会長・副会長の選出についてでございますが、本会の会長及び副会長の選出につきましては、附属機関設置条例第4条第1項の規定により委員の互選となっております。どなたか推薦をお願いいたします。

○鎌田委員

昨年度までの自殺対策連絡協議会において会長をされていた古田委員、副会長をされていた望月委員が適任だと思いますので、本会でも引き続き、会長、副会長をお願いしたいと思ひまして、推薦します。

○仮議長（清水委員）

ただ今鎌田委員から、会長に古田委員、副会長に望月委員との推薦がございましたが、皆様がいかがでしょうか。

（異議なしの声。）

ご異議が無いものと認めまして、本会の会長は、かずさ総合法律事務所からご推薦の古田委員、副会長は、NPO法人君津木更津薬剤師会薬業会からご推薦の望月委員と決定させていただきます。

この後の議事進行につきましては、新会長の古田委員をお願いいたします。

以上で私の仮議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○議長（古田会長）

本会の会長を仰せつかりました古田と申します。よろしくお願いいたします。

さっそく議事に入ります。議題（２）①、木更津市自殺対策計画の進行管理について、事務局から説明願ひます。

○事務局（兵藤係長）

議題（２）①、木更津市自殺対策計画の進行管理について、ご説明させていただきます。

お手元の資料１、木更津市自殺対策計画進行管理表をご覧ください。こちらは、本市の自殺対策計画に基づき、庁内各課において取り組んでいる、自殺対策に関する事業の活動状況を取りまとめたものとなっており、令和４年度における活動内容、成果及び自己評価、今後の課題や令和５年度の活動予定を記載しております。なお、この自己評価欄につきましては、その事業の取り組み内容が自殺対策としてはどうであったかを、各事業所管課において評価した自己評価となっております。こちらは、Ａの達成からＥの未実施までの５段階評価となっており、ほとんどの事業でＡの達成、またはＢの７割程度達成となっておりますので、ここでは、評価が低かった事業の状況についてご説明させていただきます。

まず、老人クラブへの支援でございますが、こちらは老人クラブにおいて実施予定でありました、自殺問題に関する講演会や研修会について、コロナ禍のため実施を見送ったことにより、未実施のＥ評価となったものでございます。また、家族介護教室ですが、こちらもコロナ禍の影響で事業の受託事業者が少なく、開催回数が目標に達しなかったため、Ｃの５割程度達成となっております。これらの事業は対象が高齢者ということで、コロナ禍における事業の実施が難しく、予定どおりの実施ができなかったものでございます。

次に、就職支援セミナーなどにおけるメンタルヘルスの講演でございますが、こちらは、

就職支援セミナー等の開催の中で個別の悩み相談を実施しているため、講演会は開催しなかったということで、未実施のE評価としたとのことでした。なお、こちらの事業につきましては、令和5年度においても実施予定は無いとのことでした。

全体的には、概ね計画に沿った取り組みができておりますので、引き続き庁内で連携して、自殺対策を推進して参りたいと思います。

以上、概略ではございますが、自殺対策計画の進行管理報告とさせていただきます。

○議長（古田会長）

説明が終わりました。何か、ご質問・ご意見等ございませんか。

無ければ次の議題に入ります。②、第2期木更津市自殺対策計画の策定について、事務局から説明願います。

○事務局（大倉野課長）

②、第2期木更津市自殺対策計画の策定についてご説明させていただきます。

資料2、第2期木更津市自殺対策計画策定方針をご覧ください。

1、計画の構成（1）、計画の名称は、第2期木更津市自殺対策計画です。（2）、計画の位置づけですが、市町村の自殺対策計画につきましては、自殺対策基本法により、自殺総合対策大綱、県の自殺対策計画を勘案し、本市の実情に応じた自殺対策を進めるための方向性や目標を定めるものとなっております。（3）、SDGsとの関係ですが、木更津市自殺対策計画には示しておりませんでした。第2期計画においては、自殺対策推進の施策ごとに関係するSDGsの目標を示すこととしました。（4）、計画期間は、令和6年度から10年度までの5年間で。

2、策定における基本的な考え方でございますが、（1）、策定の趣旨は、平成30年3月に計画を策定し、計画に沿って対策の推進を図りましたが、今後も更なる自殺対策の推進を図るものでございます。（2）、基本理念は、誰も自殺に追い込まれることのない木更津市の実現を目指します。（3）、施策の体系は、国は大綱に基づき地域自殺対策計画策定ガイドライン等を策定しており、その中に、自治体に取り組むことが望ましい基本施策が示されております。本市では、このガイドラインに掲げられた6つの基本施策、地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材育成、住民への啓発と周知、自殺未遂者への支援の充実、自死遺族等への支援の充実、児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進することといたします。また、地域において優先的な課題となりうる施策として、地域自殺実態プロファイルを踏まえ、本市の優先課題の高齢者、生活困窮者、勤務・経営者に加え、大綱で重点施策となっている、子ども・若者、女性を加えて、重点施策として計画を策定します。

3、策定体制でございますが、庁内横断的に自殺対策の視点のある取組施策を検討し、素案を策定します。計画の素案について、木更津市自殺対策協議会、木更津市自殺対策本部からご意見をいただき、政策調整会議、総合政策会議、市議会の協議会を経て、パブリックコメントを実施し、策定します。

4、進行管理は、PDCAサイクルを確立し、進行管理を行い必要に応じて計画の見直しを図ります。

続きまして、資料3、第2期木更津市自殺対策計画の構成案をご覧ください。

今後、第3章、第1期計画の振り返り、第4章5、6つの基本施策と6、5つの重点施策について、各課の取組、評価指標を盛り込みます。また、計画の構成案を推敲いたしまして、計画の素案とする予定でございます。以上で、説明とさせていただきます。

○議長（古田会長）

説明が終わりました。何か、ご質問・ご意見等ございませんか。

無いようであれば、次の議題に入ります。議題（3）令和5年度協議会開催スケジュールについて、事務局から説明願います。

○事務局（兵藤係長）

資料4、自殺対策計画策定スケジュールをご覧ください。

第1回、2回、3回とありますが、自殺対策協議会の開催予定となります。第2回は10月の下旬、第3回は2月の中旬から下旬と、今年度は計3回の会議を予定しておりますので、ご協力をお願いします。今年度末に新しい計画を策定するために、素案の作成や取りまとめ、計画を作成していきます。第2回、第3回につきましては、前もって資料をお渡し、目を通していただいてから当日の会議を迎えたいと思いますので、ご協力をお願いします。

○議長（古田会長）

説明が終わりました。何か、ご質問・ご意見等ございませんか。

無いようであれば、議題（4）その他として何か議題に供する事項はございますでしょうか。

○長島委員

清川中学校の校長の長島でございます。よろしくお願いいたします。

2点ほど、皆様のご意見を伺いたいのをお願いします。

まず1点目は、自殺したいという人がいた時、うちは学校なので、生徒がそういうことになると、保護者にもお伝えし、それから養護教諭とか教育相談の担当などでチームを組んで対応するのですが、たとえば保護者が自殺したいという時に、どこにお知らせしたらいいのか知っておきたいと思ひまして。警察にお伝えすべきかと思っているのですが。一般の方も、近所の方が自殺したいという時に、相談に乗るだけではなく、どこか公の窓口になる場所を明示していただけると、相談された方も気が楽というか、ありがたいかなと思ひます。

2点目は、事務局からも、各課が連携してという話があったのですが、やっぱり組織って、連携すると言っても、形はいくら整えても、境界線があるところから一歩踏み出して

互いの組織と手を組むみたいな動きがないと、実際にはうまく動かないのかなという気がします。今の教育現場では、新しい人、若い人がたくさん入ってきて、なかなか縦割りの所から一步踏み込むことができにくい環境があるのですが、どこの課がこうしようとかいくら決めても、無限にすき間になる未知的なところがいっぱい増えるだけだと思うので、各部署において、一步踏み出してお互いに手を組まないと、上手くいかないよっていう事を、OJTで、こういうときには踏み出すんだというふうにして、バレーボールで言えば、お見合いして球がそこに落ちてしまうという事の無いような、ハード面はできたと思うのですが、ソフト面での結びつきがあるといいのかなと。学校現場で私が今申し上げた通り、若い人が増えていて、まさに今やっているところなんですけど、そんな動きが必要だと感じています。皆さんいかがでしょうか。

○議長（古田会長）

貴重な意見を伺いまして、事務局から計画案を素案ということでいただいておりますので、一つの意見として事務局に検討してもらうということでよろしいですか。

○長島委員

検討というか、そんな仰々しいものではなくて、そうして行けたらいいねくらいな感じなんですけど。私が学校現場しか見ていないので、みなさんがそれはできているからいいよ、ということでしたらいいのですが、学校では若い人が多くて切羽つまっているので、そのあたりどうでしょうか。

○議長（古田会長）

本日の協議会は、予定が午後2時から3時半までになっていて、そこまで時間を使う必要もないとは思いますが、せっかく、ざっくばらんに話せるような内容をいただいたので、初めての会合なので自由に発言していただいたらよいのかなと。

○小林委員

今、すごく貴重なご意見をいただきまして、まさにそうだなと思いますね。多分、長島委員が発言されたのは、この協議会という特性が、いろんな組織・職種が集まっていて、連携しようと思ったら割といい効果が生まれるんじゃないかと思うけど、確かに私どもは精神科の病院やってますけど、基本的には受け身で、紹介されたから診るという感じで、こちらから拾いにはいかないです。あまりこっちから行ってしまうと、人権の問題がありますから。でも、もどかしいなと思うのは、なんか引っかからない、こちらに来そうな人が来ないとか、そういうところが、すごくもどかしくもあります。たださっき長島委員がおっしゃった様に、自殺しそうな人がいる、どこに相談したらいいか、はっきり分かりやすく、そうしたらそこから、ルートはいくつかあると思うんですけど、ルートにうまく乗れるような感じ。もちろん問題がない方であれば、すり抜けていただいていいのですけれど。

精神保健福祉法というものがございまして、これは君津健康福祉センターにお世話になっていますけど、例えば、自殺しそうとか暴力で人を傷つけちゃいそうな人をひっかける網に警察の方が介入して、そこからこれはちょっと精神じゃないかとなったら保健所に相談する。そこから今度は診察して措置入院に至るといようなケースがございますが、これは自殺に関してもそうなんですけども、自殺の危険性のある方、それで逼迫している方に関しましても、そういったことは可能性としてはありうるんですね。けどなかなか使われなくて、やっぱり人を殴ってしまう人を早く保護したいとか、この人は精神科だろうとかね。自殺になると二の足、三の足になってしまう。それで、そういうことも私たちは無理やり理由をつけ、ちょっと気が引けることもあるんですが、やっぱり切迫していますのでね。けどこういった事情っていうのは多分みなさんご存じなかったのではないですか。あと、怪しい人がいたら保健所に第三者であっても通報していいんだよとか。そういったことであれば警察に連絡してもいいんだよとか、そう言ったことっていうのは多分なかなかご存じなかったりするでしょうし、実際全部が全部、そういった動きをしていいのかと言ったら私も分からないですが、堅い名前ではなく、分かりやすい相談窓口、ここに連絡したらすぐ連携が取れてうまくいくような、それはぜひ欲しいなと思います。

ところで、親御さんが自殺したいって、あるんですか。

○長島委員

あります。教員と関係性ができていたりすると、いろんなつらい局面になった時にポロっとしてしまうとかがゼロではなくて、私も今まで教員を永くやってきた中で、5、6件ありました。ですので、2年、3年に一度くらいは、どの教員にもあるのかなと。

○小林委員

そうですね。どう考えて自殺未遂しちゃうのか、関係機関で広げると、たくさん出てきそうだと。この協議会でそういう相談みたいなのは。

○鎌田委員

今、社会福祉協議会では木更津市からの委託を受けて、重層的支援体制整備事業をやっていて、福祉の問題を、お金の問題がある、健康に問題がある、孤立の問題がある、みたいな、そういう問題がいろいろ重なって、だからうちの方だけでは解決できない、それなら弁護士さんに相談してみよう、あるいは保健所に言ってみよう。そういういろんな問題を含んだものを総合的に検討しましょうということで、いろんな団体を、それこそ組織を月に1度集めて重層的な問題を抱えている方の事を話し合うという機会をもっております。

自殺の話がそこに乗っかるか分かりませんが、福祉的なことをやっていますので、そういう意味で言えば、福祉の部類で引っかかってくれば、相談することができるかなと思いました。ただそこには警察の方や医師の方にもご協力を仰ぐかもしれない。簡単ではないかもしれないですけど、そういう機会にもしかしたら発展させられるかなという気がしました。

○藤木委員

うちは保健所ですので、電話でも相談を受けたりします。今日も電話でお悩み相談をやりましたけれど、ある程度の話は聞かせていただいています。継続的な支援はなかなかできにくいところもあるので、相談機関を紹介させていただいたり、主治医の先生と相談して対応についての支援援助、そういう活動もしております。自殺関係ということで、緊急性が出てきたりする場合、医療機関はどうしても予約制という事もあって時間がかかってしまうのですが、緊急の相談、クリニックさんを1日2、3か所設けておりますので、そういったところも周知していきたいなと思います。

あと心の相談というところで、専門家が行っております。市役所なども細かい定期的な支援などを行っているので、そういったところの窓口の紹介、あと直接相談していただければいいと思います。相談窓口としていろんな機関がありますので、そう言ったところも計画の中で紹介したり、周知を広めていくよう取り込んで行く方向もあるのかなと思いました。

○議長（古田会長）

他に何か感想的なものでもありませんか。

○事務局（大倉野課長）

私ども福祉相談課は自殺対策の計画の担当課でもあるのですが、生活困窮者自立支援法の自立相談支援員という立場の者がおりまして、断らない相談というものをやらせていただいております。それがどんな相談でも、うちの方で解決できる相談というのは一握りですが、関係機関に繋がったり、鎌田委員がおっしゃっていたような多機関協働の事業に繋がったりして、ひとつずつ解決していこうという事業をやっておりますので、もしその方が、ご相談で市役所の方に連絡を取ってみたいという事であれば、福祉相談課を紹介していただければ、私どもから次の機関に繋ぐ形にはなるかもしれませんが、対応するという形になります。

あと、自殺対策の関係で、心の相談ができる一覧のリーフレットを毎年作らせていただいて、各所に配付させていただいております。ご活用いただくようお願いいたします。

○議長（古田会長）

かなり貴重なご意見をみなさまからいただいております。

○小林委員

自殺したいという方のネットと同時に、自殺を考える前になんとかするという、そこですよね。だから相談としては、その時点で拾いたい。重点施策の中で女性自殺対策というのが2番目にありますけど、女性だけだと、どこでサポートするのかと。子育て支援とかそういうところに言い変わりましたが、女性っていうワードだけだと、なんかそれだけで難しいかと思ったり。一個だけだとなかなか難しいなと思いましたね。その辺は、相談する方が

見える形をどうにかしてつくってあげると、相談を受ける方も、ここに相談支援があるんだっていう、その前に、先ほど長島委員が言っていた、そういう方がいた時に、拾ってどこに繋げるか、という整理できるものがあるといい。

○長島委員

先ほど事務局からご案内があったのですが、学校でも福祉相談課に繋げてたくさんケースワークしていただいて、本当に助かっています。私たちも助かるし、相談の対象に当たるとご家庭も助かるので、この場を借りて本当にありがとうございますと申し上げます。

○議長（古田会長）

私は弁護士をされていて、普段、孤立している方がなかなかそういう気持ちになってくなくて、孤立していない人たちがいきなり法律相談で問題を根治したいって話で。なかなか難しい話になるんですけど、結局私も、はっきり申し上げて精神的なトラブルを抱えている方は、トラブルメーカー。我々としても善意で動いているわけではない。かなり時間を要したり苦勞するのですけれども、支援者がいて、支援者とかなり親密な信頼関係がある中で、支援者の言う事聞きますね、そうしたら私も一生懸命やりますよということで。チームで対応しないとかなり疲弊する。学校もかなり信頼されていると。その信頼を基にして個を繋いでいくというのが連携ではないかと。

○小林委員

難しいですね。孤立する人って、結局繋がれないから、場を設けても来ないから。今思ったのは、ネット討論みたいなのをやらざるを得ないのかな。ネットだとつばやく方がいらっしやる。まあ若い人ですけどね。そうしたらなんかあった時に、じゃあ話聞きましょうか、みたいにひっかけられる。

○関本委員

皆さんの話を聞いていて、自殺について私が考えていたよりすごく深刻で、自殺しそうな人が身近にいるということ事態が、私自身がどこまで把握していたのかなという感覚です。

私は、商工会議所の前に、金融関係に勤務していたことがあって、当時の感覚では、自殺をしたいとか自殺をほのめかす人ほど自殺はしないくらいの感じだったんです。本当に自殺したい人は自殺したいって言わない。それが当時、20年30年前は当たり前の感じでした。もちろん、身近に自殺しそうな人がいると感じるほど切迫しているような場面にあたったこともありません。

立場が商工会議所ですから、正直に言って、中小企業の経営者の方や従業員の方に心が病んでしまって会社を休んでいる人がいる企業もあり困っているというお話を聞くことがあります。ただその企業の社長さんが、どうしようか、どこに相談しようかなって、どこまで悩んでいるのか想像が付きません。お話を聞いていても休んでいる人はいるでしょうけ

ど、正直どうしているのかなっていうと、実際には就業規則の中で休みは取れているっていうことで終わっているのではないかと思います。会社に限らず、たとえ近所の人であってもどこまで踏み込んで話を聞いていいのか、そういう相談はやっぱり簡単にはいかないなと感じました。本人はもとより、異変を感じた廻りの方が相談できる場があるといいです。

○高柳委員代理

労働基準監督署では、労災、怪我をされたり病気をされた方が請求書を持ってきたりとか給料の未払いが100万以上とか、そういう方が来たり、経済的にかなり追い詰められている人がもともと多い場所ですけど、ここ数年、生活が苦しいという強い訴えが増えています。当然労働基準監督署は労災の申請に対し迅速な調査をして対応したり、賃金未払いだったら職員が対応して会社に指導して払わせる、というような事をしていますが、行政機関は権限の中で対応しますので、本人がそれ以外に経済的に苦しい、体調がどうしても悪いとかそういう時は、関係の行政機関の紹介をしたりするのですが、今、厚生労働省の方から、ホームページにもあるのですが、「生活を支えるための支援のご案内」というものがありまして、様々な行政機関の相談先、主に厚生労働省のまとめたものを見て、関係ありそうなところに付箋を貼ってあげて検討してみてもいいかなという話をさせていただいています。自殺対策という点でいうと、先ほど長島委員が言っていたように、私も、死にたいという人と電話で対応したりしますが、具体的に、どういう時にどの行政機関に相談するべきか、なかなかイメージがつかなくて、現実できるかどうかは分かりませんが、こういう話だったらこういう機関といった、大まかでも一覧表があればと、なかなか難しいのかもしれませんが。

○小林委員

そのうち多分AIが。難しいですね。

○議長（古田委員）

市の方はどうですか。自立支援課から変わりまして、福祉相談課となりましたが。

○事務局（大倉野課長）

機構改革で自立支援課と社会福祉課の民生委員などの担当が一緒になりまして、それで福祉相談課という形で今回発足しましたので、自立支援課の事業自体はひとつも変わっておらず、そのまま福祉相談課の方で引き継いでいるという形になっております。

○望月委員

直接自殺に繋がる話ではないのかもしれないんですけど、薬物乱用のところで、いままでは、「ダメ、絶対」という文句だったんです。それが今少しずつ変わってきて、もちろん、やる前はダメ、絶対でいいんですけど、何かの形で手を出してしまった人が、ダメ、絶対って切られるんじゃないくて、その人たちに寄り添っていくってような方向に、薬物乱用の

話を聞いたときに変わっていくっていうのと、その薬物乱用っていうのは、麻薬とか覚せい剤とかではなくて、市販に販売されているものとか処方されているものでもそういうものに繋がる例が多いんだよっていう事。薬局として何ができるのかなっていう事も思うし、あと、本当に市販されている薬を大量に飲んで、その時にアルコール度の高いお酒と一緒に飲むと自殺する例が多いということを聞いたので。あと、学校の方でSOSの出し方教育というか講演をされているみたいなんですけど、ダメ、絶対じゃなくて、寄り添っていくというのは、松本先生という先生なんですけど、そういう何かを出せない子どもっていうか、人が多いので、身近の事をどこの窓口でもいいんだけど、ちょっとひと言出せるような場があるとまた違うのかなと思うのと、私も日常お話ししてても、何かある人とちょっとここで何か話をすると、それが解決にならなくても、なんとなくこう、思い込まなくて済むっていうか、少し違って来るのかな。果たして薬局でどこまでできるかなって難しいんですけど。薬局の方も、厚労省と薬剤師会の担当で9月の自殺週間に合わせてリーフレットというかポスターの案内が来てたので。ゲートキーパーっていうところはいくつあってもいいと思うので、市役所でゲートキーパーの教育とかありますよね。それをもう少し、対象を沢山にはできないかも知れないですけども、いろんなところに案内をいただけて、参加できたらいいなと私個人としてはそう思っております。

○小林委員

望月委員の言ったことですが、私の考えとして、自殺をリスクとして考えるのではなく、因子分析だと考えるのですね。その時に、ヒューマンだけでなく、ハード面も大事なんです。実際、私の所に来る学生さんは、いろいろな手口を教えてくれるのですけれど、基本的には、薬物は何でも手に入っちゃうんですよ。最終的にはインターネットで金さえあれば手に入るのですけれども、カードが使えない子も多いんで、そうすると薬局で買っちゃうんですよ。今って自殺のマニュアル本は出てないんだけど、ネットとか氾濫しているので、本当に危ない薬、死にたいときの薬って、本当に売ってるんですよ、普通に。禁止してほしいのですけれど。名前は出せないんですけども。それで、やっぱりその子たちの感覚って、お薬を使って死ぬっていうより、嫌なことがあって、嫌な日常を早送りするっていう感じがある。私たちで言えば、やけ酒を飲むみたいなものですね。ところがこれが薬だけに、普通に未成年でも買えちゃう。あと、この前16歳の子が言ってたのは、友達と集まって、セルフレジで酒が買えちゃうんじゃないかって。それで、買えちゃったらしいんですよ。20歳以上ですかって、ピッて押して普通に買えちゃう。そういうところが私のハード面。それで、例えば未成年をひっかけられるじゃないですか。未成年が買えないっていう状況をもっと作れるんじゃないかなと思ったりしております。あと私たちは助かった人間の話ばかり聞いているから、亡くなっちゃった方っていうのは、なかなか聞けないですが。関本委員がおっしゃるとおり、死にたい死にたいって言う人って、生き残るっていうのがあって、自殺未遂した方は生き残って、でも実際こうやって言いましたけど、1回目の自殺で死んじゃう人の方が3倍いるんですね、結構、2回、3回ってやる人は、1回目は大丈夫なんですよ、

って言われてまして。じゃあそういったものを防ぐっていうのは、大体そういう方は、思考がもう大分狭くなっちゃってますからね。ある方が自殺３点セットという物を買っちゃったんですけど、ロープと、ブルーシートと、おむつ。そういう感じだったりするんですけど。でも今そういうインターネットで買えるじゃないですか。これからそういう方が増えると思いますね。そういう世界なんですよ。これって逆じゃないですか。防ぐために使われるはずのツールが、唆してどうするんだって感じ。そういうところはひっかけられるから、ロボットとか、ＡＩとかいうけど、人間の思考を管理するものだからいやなんですけど、未成年とかに関しては、もうちょっとやりたいなって思うし。

あと木更津市でも、特定の場所からの飛び降りとかあってあつたりしますので、実際夜になったら、光るサインっていうのがあるじゃないですか、そういうのができるような気がしますね。だからハードっていうのは望月委員が言ったように絞られているものがありますし、規制って言い方は嫌ですけど、できるのかなって思うし、内容から自殺に行ってしまう、たまたま死んでしまうっていうのはあるし、またそれが引き金でどんどん睡眠薬から入る、睡眠薬から違法な薬物に流れるっていうケースはありますからね。あるので、ダメ、絶対というよりも、それで話を聞いてあげてすくい上げる。実際そういう子たちに話聞いてあげるとどんどん話してくれる。難しいですけども、こっちからダメ、絶対って言ったら来なくなっちゃうんで。おっしゃる様にどこからでも拾い上げられる感じがするという。

○議長（古田会長）

長島委員、今学校ではどのようにされていますか。

○長島委員

今学校では、スクールカウンセラーの配置が大分進んでおりまして。ただ、市によって週に何時間いられるのか違うんですけど、うちの場合は、学期の始めに１０分間とか５分間とか、そういう短い間ですけれども、顔つなぎという感じでカウンセラーに話を聞いてもらって、その中でちょっと気になる子については、学級担任、学年主任、教育相談係、それから養護教諭を交えて、この子は気になるけどどうか、要相談へ持って行くかとか、簡単なケース会議をもって、注意深く見ていくという形をとっています。それで、プラスアルファで心の相談員として、カウンセラーの経験がある方や養護教諭の経験のある方、そういう有識者の方に入っていて、一応簡単なこと、例えば不適應を起こしているお子さんを不適應教室で話を聞いてもらうとか、そんな感じに繋がっています。

ただ、例えばヤングケアラーとか今一番問題になっていると思うんですけども、ヤングケアラーだと分かって繋げても、実際、法律上何もアクションができないみたいなことが多いのではないかと思います。ヤングケアラーと分かっています、でもお金が出るわけでもないし、人が行ってもらえるわけでもないし、という様な事もあるので、そういう子が結構大人の周りにいて、励ましてあげたりしている中で、今のところ知っている限り、死ぬっていうところに繋がってはいないですけど、そういうのも自殺対策に繋がっていく形になるの

かな。特に親御さんが精神関係の病気を患っているお子さんはつらい思いをしているのを過去にみたことがあり、学校も知っているんだけど、なかなか連携が取れないので、なるべく声を上げて外の皆さんと繋がっていくという形を取りたいと思います。そしてここでの知見は、市内小中学校の教職員とか、特に校長先生方とは繋いでいって、こういうところに相談するといいいとか、こういう話があったよとか広めていきたいと思っています。

○有吉委員

ヤングケアラーの件でよろしいですか。私はベースが介護保険ですので、高齢者、あと弊社には障がいの方も担当しております。高齢者が中心なのですが、ヤングケアラーの存在は実際に結構ありまして、親子3代で皆さん精神的に、とかというのが実際にあって、介護保険にそれを助けてくださいとか言ってくる方は、助けを求めてくださるので、実は介入が非常にしやすいです。それで、何時間でも話を聴きますよと言ったら、何時間でも話して下さるんですね。ですが、これが年齢が若ければ若いほど、おばあちゃんに関わっているおばさんなんだなと思うと、スッと逃げられてしまう。私の事は違うんだらうなっていう感じで、遠くから私の事をじーっと見ている子とか。ただ、時間をかけて近寄って行ってというケースも実際ありました。それで、介護保険で適応できる部分はあるけれども、ヤングケアラーの方、小学校、中学校からはじめて、今、30代になっているのかな？私がこの方を初めて見たのは26、7歳。この方の将来はどうなるのだろうと。それで時々「いなくなっちゃいたいんだよね。」という事をおしゃるんです。なので、そういうのを聞いていると、そういう方をすくい上げていく方法は何かないのかなと。介護保険、この前ケアマネ研究会の研修会でも、社会福祉協議会の重層的支援でもご指導いただいたりはしているんですけども、高齢者の介護の周り部分、結構介護職としては、介護を受ける方その周りの家族の事に困ることが非常に多いです。そういうところの受け入れですね。いろんなところにいるんですが、なかなか介護保険のようにスッと、まあ変な話、包括支援センターに行ってしまう方がいいのが介護保険です。あとは申し訳ないんですけども、木更津病院さん「すみません、今、こんなです、私の担当している方は。」と言ってすぐ入院させていただいたりしています。本当、周りのそこから弾かれてしまった方。支援をしている方たちが追い詰められている姿をよく見るので、そこですね。そこをどうすればいいかなと日々。ただできることに限界がありますので。できることだけは関わること、まずは聞くことは大事にしようかなと。

○議長（古田会長）

貴重な意見をありがとうございました。概ね皆さんから発言をいただき、大体皆さんがどんなことでどんな風にお考えか分かりましたので、初回にしては非常に良かったと思っています。また今後、10月と来年の1月か2月に協議会がございますので、皆さんご協力をよろしくお願いします。

これにて議事を終了いたします。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。事務局へお戻しいたします。

○事務局（兵藤係長）

ありがとうございました。先ほど、議事の中でスケジュールをご説明させていただきましたが、次回の会議は、10月下旬を予定しております。

また、本日お配りした資料につきましても、会議ごとに使用予定ですので、次回もご持参くださるようお願いいたします。

本日の会議はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。